

3 監 査 第 16 号  
令 和 3 年 4 月 27 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
（通知）

令和3年3月4日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）については、別紙の理由により却下します。

## 別紙 本件住民監査請求を却下する理由

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年3月4日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同月8日付けで提出された補訂書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

#### 1 請求の対象となる職員又は機関

東三河建設事務所

#### 2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県は、数年前から現在にかけて、権限なく豊川市内の県道を占有する者（特定の露店。以下「本件露店」といい、その設置者を「本件露店設置者」という。）に対し、占有料相当額の損害賠償請求又は不当利得返還請求を実施していない。

#### 3 上記の行為が違法・不当である理由

占有料の徴収は、条例等で定められたルールであり、県道を私的に占有する者に対して、原則として徴収しなければならない。権限なく占有された場合には、占有者に対し、占有料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得することから、適切な請求を実施しないことは、不当であると考ええる。

#### 4 請求する措置

愛知県は、本件露店設置者に対し、権限なく占有を開始した時点から現在までの占有料相当額の損害賠償請求又は不当利得返還請求を速やかに実施すること。

### 第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

#### 1 監査対象事項

豊川市豊川栄町地内の県道東三河環状線の一部を権限なく占用する者（本件露店設置者）に対する占用料相当額

#### 2 監査対象機関

建設局道路維持課及び東三河建設事務所

### 第3 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する陳述については、請求人からこれを行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

#### 第4 監査結果

##### 1 認定した事実

###### (1) 道路の占用の許可に係る法令の規定

道路占用許可について、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項は、「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」と規定し、同項第6号において、「露店、商品置場その他これらに類する施設」を掲げている。

###### (2) 道路占用許可基準

道路法第33条第1項は、「道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。」と規定しており、愛知県では道路占用許可基準（昭和53年4月5日53道維第145号土木部長通知）を設け、「露店、屋台店」について、次のとおり定めている。

###### ア 許可の方針

- (ア) 道路管理上及び道路交通上支障となる場合が多いので、原則として認めないこと。
- (イ) 道路の敷地内外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、やむを得ない場合に限り占用を認めることができる。

###### イ 許可基準

- (ア) 道路を損傷することなく設置できる施設であること。
- (イ) 取り除きが容易な施設であること。
- (ウ) 歩道を有する道路にあつては歩道上とし、歩道幅員の2分の1以内とする。ただし、最低2.5メートルの歩道を確保すること。
- (エ) 歩道を有しない道路にあつては6メートル以上の車道が確保できる区間で、かつ、祭礼等の期間中交通の規制又は制限の措置がなされ、歩行者の安全が確保できる区間とする。
- (オ) 信号機、バス停留所、消火栓、火災報知器、横断歩道、道路標識等の機能を阻害しない位置とする。

(カ) 道路が交差し、接続し又は屈曲する地点から5メートル以内は設置を認めないこと。

ウ 許可期間

5年以内

(3) 道路の占用料に係る法令及び条例の規定

道路の占用料について、道路法第39条第1項は、「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。」とし、この規定に基づく占用料は、都道府県道に係るものにあつては道路管理者である都道府県の収入となる（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の3第1項）。

また、占用料の額について、道路法第39条第2項は、「道路管理者である地方公共団体の条例で定める。」としており、愛知県道路占用料条例（昭和43年愛知県条例第8号）では、道路法第32条第1項第6号に掲げる施設（祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものを除く）を豊川市の区域に設置する場合の占用料の額を、占用面積1平方メートル1月につき230円と定めている。

(4) 本件露店に係る道路の占用許可

本件露店設置者は、東三河建設事務所が管理する豊川市豊川栄町地内の県道東三河環状線の歩道で移動式の露店を出店し、菓子販売業を営んでいるが、東三河建設事務所長に対し道路の占用許可の申請をしておらず、道路の占用を許可されていなかった。また、相当な年数の占有は認められたものの、出店の開始時期については明らかではなかった。

(5) 本件露店に係る道路占用料相当額の算定及び徴収

令和3年4月16日、愛知県知事から監査委員に対し、本件露店に係る道路占用料相当額の算定及び徴収について以下のとおり申出があり、監査委員は、関係書類に基づき当該申出が事実であることを確認した。

ア 令和3年3月25日、東三河建設事務所の職員が本件露店を訪問し、道路を権限なく占有する面積が5平方メートルであることを測定した。

イ 令和3年4月5日、東三河建設事務所は、道路占用料相当額について、道路法第73条第5項に基づく道路占用料の消滅時効に準じ、同年3月31日から5年間に遡った69,000円（5平方メートル×230円×12か月×5年間）を徴収することを決定し、同年4月5日、本件露店設置者は同額を愛知県に納付した。

ウ 令和3年4月15日、東三河建設事務所の職員は、本件露店が撤去されたことを確認した。

エ 令和3年4月16日、東三河建設事務所は、同月1日から同月15日までの道路占用料相当額1,150円（5平方メートル×230円×1か月）を徴収することを決定し、同月16日、本件露店設置者は同額を愛知県に納付した。

## 2 判断

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人は、道路占用料の徴収は条例等で定められたルールであり、県道を私的に占有する者に対して原則として徴収しなければならない、権限なく占有された場合には占有者に対して道路占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得することから、愛知県が適切な請求を実施しないことは不当であると主張する。

この点、本件露店設置者は東三河建設事務所に対し、道路の占有許可の申請をしたことがなく、これに伴い東三河建設事務所が、その許可をした事実も認められない。結局、本件露店設置者は、道路の占有許可なく、その営業を行っていたものであったところ、今般、東三河建設事務所は本件露店設置者に対し、その問題性を指摘して道路占用料相当額を請求した。その結果、本件露店設置者は、当該請求額の全額を愛知県に納付したことが認められる。

そこで、その請求金額及び納付金額が適正妥当であったか否かにつき検討する必要がある。本件露店設置者の出店時期は明らかでないため請求起算時期が不明であるところ、道路法第73条第5項によれば、道路占用料請求権は5年間で時効消滅することとの比較において、当該規定に準じて道路占用料相当額を5年間遡って算定したことには一定の合理性があると認められる。その結果、請求人の主張する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の不行使という財産の管理を怠る事実は、是正されたとしても誤りとは言えない。

したがって、本件住民監査請求における請求の利益は喪失したものと見える。

## 第5 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠くことになったため却下する。